

あしたの福祉をつくる、善意の架け橋 「善意銀行」にあなたのためやさしさを

当協議会の魚津善意銀行事業では、皆様からのご寄附をお預かりし、当協議会が実施する地域福祉の推進や子どもや高齢者、障害者の在宅福祉サービス、ボランティア事業に活用し、広く社会福祉の推進に役立てています。

香典返しの一部などのほか、ご結婚やお子様の誕生などのお祝い事など、人生の節目にあなたの温かい善意を「善銀」にお寄せください。

◆窓口は、百楽荘2階の当協議会事務局と市役所1階の社会福祉課にあります。また、市内各所に設置された「愛の募金箱」でも受け付けています。

◆窓口でご寄附いただいた方のお名前と金額は、市広報「広報うおづ」と北日本新聞「善意のともしび」欄にそれぞれ掲載されます（匿名をご希望の場合は、その旨をお知らせください）。

◆社会福祉法人である当協議会への寄附金は、税制上の優遇措置（寄附金控除）が受けられます。

「愛の募金箱」を設置しませんか

このたび、新川森林組合様のご協力を得て、杉の間伐材を利用した木のぬくもりが感じられる、新しい「愛の募金箱」が完成しました。

当協議会では、この募金箱をレジ横や受付窓口などに設置いただけるお店や企業を広く募集しています。寄せられた募金の回収や集計は当協議会で行います。

◆募金箱は4月現在で市内の官公庁、金融機関・商業施設など91カ所に設置されており、昨年度は12万9,041円の善意をお寄せいただきました。ご寄附いただいた皆様と、募金箱の設置にご協力をいただいている皆様に深く感謝申し上げます。



木のぬくもりあふれる、新しい「愛の募金箱」

「善意のともしび助成事業」申請を募集

今年度の「善意のともしび助成」の申請を、次の通り公募します。皆様からのご応募をお待ちしております。

◆対象団体

主に魚津市内でボランティア活動を行う団体・グループまたは特定非営利活動（NPO）法人及び障害者などの当事者団体。

◆対象事業

市内で行う地域住民が安心して暮らせる福祉のまちづくりに関する事業で、本年度内に実施するもの。

◆助成額

助成限度額は事業費の5分の4以内とし、1団体10万円まで。当協議会の理事会で選考を行います。

◆申請方法

所定の申請書に必要な事項を記入の上、5月15日（金）から6月22日（月）までに当協議会へ提出願います。

「魚津善意銀行」に関するお問い合わせは、当協議会総務経理係（電話22-8388）までご連絡ください。

